

赤穂市地域福祉計画(案)

赤穂市障がい者福祉長期計画(案)

第5期赤穂市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画(素案)

市では本年度、次の計画の策定に取り組んでいます。各計画に市民の皆さまのご意見を反映させるため、計画案を公表し、意見募集(パブリックコメント)を行います。

- ① 赤穂市地域福祉計画(案)
- ② 赤穂市障がい者福祉長期計画(案)
- ③ 赤穂市高齢者保健福祉計画及び
介護保険事業計画(素案)

計画(案)の公表

- ▽市HPに掲載
- ▽市役所担当課で供覧
- ▽市内各公民館(9カ所)で供覧

募集期間

- ① 12月19日(月)～1月20日(金)
- ② 12月15日(木)～1月16日(月)

提出方法

計画(案)に対するご意見と住所、氏名、電話番号を記入のうえ、担当課まで持参(開庁日の午前8時30分～午後5時15分)、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください(書式自由)。

ご意見の取扱い

提出いただいたご意見の概要と検討結果については、次の方法により公表します。

- ▽市HPに掲載
- ▽市内公民館(9カ所)で供覧
- ▽市役所担当課(市役所)で供覧

注 ご意見をいただいた方の住所氏名、電話番号の公表はいたしません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしません。

担当課・提出先

- ① 社会福祉課 地域福祉係
(〒678-0292 赤穂市加里屋81)

- ② 社会福祉課 障がい福祉係
TEL43・6833

- ① 共通
FAX45・3396

- ② 共通
Eメール：fukusi@city.ako.lg.jp

- ③ 介護福祉課
TEL43・6947
FAX45・3396
Eメール：kaigo@city.ako.lg.jp

● 設置されていない人は、今すぐ設置を ●

住宅用火災警報器

☎消防本部 予防課 ☎43・6882

平成18年6月1日に設置義務化となり、5年間の設置猶予期限も終了し、本年6月1日からすべての住宅に設置が必要となりました。まだ設置されていない人は、すぐに設置してください。

市内でも奏功事例がありました

75歳の女性が、味噌汁を温めるために鍋を火にかけてことを忘れ、その場を離れました。その後、味噌汁の具が鍋に焦げ付き台所に煙が充満し、隣の寝室に設置されていた住宅用火災警報器が鳴動。その警報音に気づき119番通報しました。発見が早かったために火災に至りませんでした。



設置場所

- 寝室
- 2階に1つ以上寝室がある場合は階段の天井(上図の例では3個必要です)

※赤穂市では台所に設置義務はありませんが、安全安心のために設置をお勧めします。